

行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年11月1日～ 令和9年10月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を50%以上にする

女性社員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

- 令和4年11月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間8日以上とする。

<対策>

- 令和4年11月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和5年 4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和5年 6月～ 社内報などでキャンペーンを行う